

5. 市民力・地域力の活性化

施策の大綱が目指すまちのイメージ

■つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれる「つながりと交流のあるまち」を目指します。

基本施策の大綱

市民力・地域力の活性化

基本施策

自立した地域まちづくり活動の促進

市民参画・交流活動の促進と協働の推進

移住・定住の促進

人権の尊重とダイバーシティ社会の推進



5. 市民力・地域力の活性化

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進



目指す姿

市民が、地域まちづくり協議会の活動を通して、地域の課題解決に向けて、自立した地域づくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 本市では、人口減少や高齢化等の進行等により多様化・複合化が進む地域課題の解決に向けて、自治会、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業等様々な主体で構成する地域まちづくり協議会が市内全22地区で組織されるとともに、全ての地区で地域まちづくり計画が策定され、地域特性に応じた主体的な取り組みが展開されています。近年、活動内容を行事から課題解決型の事業へ転換していく考え方が醸成されつつありますが、地域まちづくり協議会によって課題や組織力、活動内容は様々であることから、今後も、財政的支援や人的支援を行うとともに、地域まちづくり協議会相互の情報共有を図るなど、地域まちづくり計画の更なる推進に向けて総合的な支援が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染リスクを低減するため、人との接触機会の低減やソーシャルディスタンスの確保等、新しい生活様式が定着しつつあります。そのような中、地域まちづくり協議会が感染症の影響により、これまでの慣例により実施していた事業を行うことができない状況にあるため、感染症の状況や時代の変化に対応しながら、地域課題の解決に向けた活動を展開できる環境づくりが必要です。
- 地域まちづくり協議会の活動拠点施設である地区コミュニティセンター等については、老朽化が進んでいる施設もあることから、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な整備等を行い、拠点施設の充実を図る必要があります。また、城東地区コミュニティセンターについては、市民協働センターの活用を検討する必要があります。
- 高齢就業者が増加傾向にある中、地域まちづくり活動の担い手となる人材が不足しています。今後も、次世代の地域活動の担い手を発掘・育成するため、研修会等を通して市民の地域自治に対する意識の醸成を図り、若者や子育て世代を含めた多様な世代がまちづくり活動に参加するように促す必要があります。
- 本市では、多様化・複合化する地域課題の解決に向けて、地域まちづくり協議会と市の協働を一層強化することが求められており、互いに尊重しながら、更なる協働の機会の充実を図るとともに、迅速かつ的確な情報の発信・共有を行っていく必要があります。

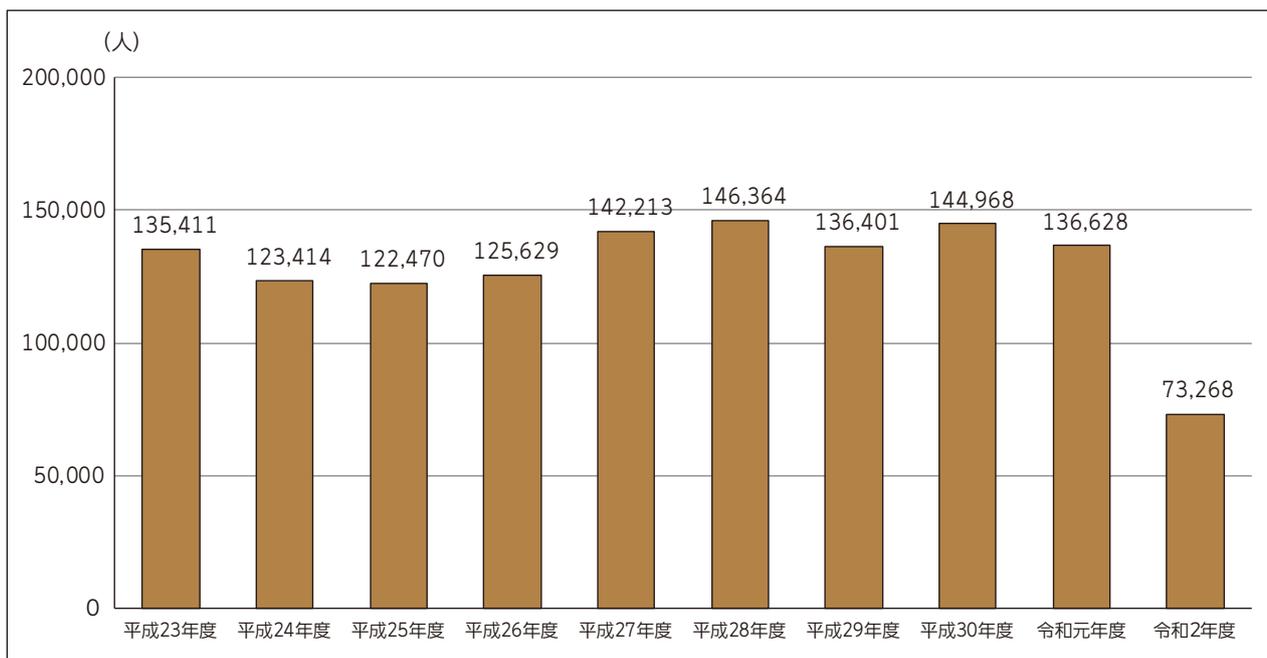
5

市民力・地域力の活性化

(1)

自立した地域まちづくり活動の促進

■地域まちづくり活動拠点施設の利用者数の推移



(資料：まちづくり協働課)



5 市民力・地域力の活性化

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進

5. 市民力・地域力の活性化

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進

施策の方向

①地域まちづくり活動の活性化

- ◆地域まちづくり協議会が地域まちづくり計画に基づく主体的な活動を展開できるよう、地域予算制度の運用や地域担当職員の配置等を行うとともに、地域まちづくり協議会の活動を支援します。
- ◆地域まちづくり協議会による情報発信を促進するとともに、市と地域まちづくり協議会及び地域まちづくり協議会相互の情報共有を推進します。

②地域まちづくり活動拠点施設の充実

- ◆地域まちづくり活動の拠点施設である地区コミュニティセンター等の適切な維持管理を行うとともに、計画的な整備等を行います。

③地域まちづくり協議会の組織強化

- ◆自治会をはじめとする地域まちづくり協議会を構成する様々な団体が地域課題の解決に向けて取り組むため、研修会等を通じて、地域自治に対する意識の醸成を図ります。
- ◆多様な世代の市民の参画による地域まちづくり活動を促進するため、地域で活躍できる人材の発掘・育成を支援します。

④地域まちづくり協議会との連携強化

- ◆地域まちづくり協議会と市が協働して地域課題の解決に取り組むため、庁内体制の整備等を図ります。

5

市民力・地域力の活性化

(1)

自立した地域まちづくり活動の促進

【成果指標】

指標	現状値	目標値
地域担い手研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任した人数（累計）	7人 (令和3年度末現在)	11人 (令和7年度末現在)
地域担い手研修受講者が開催を支援したサロンの回数（累計）	2回 (令和3年度末現在)	6回 (令和7年度末現在)
地域まちづくり推進アドバイザーを派遣した研修の開催回数（累計）	19回 (令和3年度末現在)	31回 (令和7年度末現在)



⑤
市民力・地域力の
活性化

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進

5. 市民力・地域力の活性化

(2) 市民参画・交流活動の促進と協働の推進



目指す姿

多様な主体が、参画・協働してまちづくりに取り組み、交流により活発な活動を行っています。

現状と課題

- 本市は、亀山市まちづくり基本条例*¹に基づき、協働によるまちづくりを進めることとしており、協働事業提案制度等を活用し、多様な主体と行政との協働を進めています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりこれらの取り組みに停滞がみられることから、ポストコロナ時代におけるニューノーマル*²に対応した市民参画・協働によるまちづくりを進める必要があります。
- 本市では様々な分野で自主的・主体的な市民活動が展開されており、市民活動応援制度*³等により市民活動団体を支援するとともに市民協働センターの充実を図り、市民活動の更なる活性化を図っています。しかしながら、市民活動においては、団体の構成員の高齢化や高齢就業者の増加等から担い手不足等の課題もあることから、市民活動団体の取り組み事例を紹介するなど、市民活動を始めるきっかけとなる情報の提供や、市民活動団体が継続して活動できるよう、活動状況に合わせた支援を行う必要があります。また、市民活動団体、行政、企業等、様々な主体間での協働を促進するため、各主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の構築が求められています。
- 本市では、納涼大会等の恒例イベントや地域行事等様々な機会を通して、市民が相互に交流を深めています。今後、協働によるまちづくりの活発化を促すためには市民同士の相互理解や連帯感を醸成することが求められることから、市の恒例イベントや、地域まちづくり協議会による地域行事、各地域における伝統行事等を通じて市民交流の促進、地域の連帯感の醸成につなげるとともに、ポストコロナ時代におけるニューノーマルに対応した新たな市民交流の在り方を検討する必要があります。
- 本市では、歴史文化や産業等共通性のある自治体との交流を深め、自治体間での情報交換や市民の市への愛着や誇りの醸成に努めています。今後も、地域への愛着を育み、地域の活性化にもつながる地域間交流の取り組みを継続して進める必要があります。
- 本市では、市民参画によるまちづくりを進めるため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用して、タイムリーかつ的確な行政情報の発信に努めています。今後も、より多くの人に本市のまちづくりに対する理解を広めるため、各種媒体の特性を生かした情報発信に取り組む必要があります。また、主体的にまちづくりに関わる人を増やすため、引き続き市民参画による効果的な情報発信を行う必要があります。
- 本市では、市民の声をまちづくりに生かすためキラリまちづくりトークの開催やパブリックコメントの実施、市長への手紙、ご意見箱の運用等、市政に対する意見を聴く機会を確保しています。今後も、市民との相互のコミュニケーションを図るため、様々な機会を捉えて広聴機能の充実に取り組む必要があります。

*1 自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるといふ理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織である地域まちづくり協議会の活動の定着化及び活性化を図り、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とした条例。

*2 社会に大きな変化が起こり、その変化が起こる前と同じ常態に戻ることができず、新たな環境や常識が定着すること。特に、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行と長期化により、ソーシャルディスタンスの確保や3密回避などの行動変容、デジタル化や地域医療体制強化の加速化など、人々の行動や認識、価値観に変化が生じている。

*3 「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるための市民参加型の健康、福祉、環境、文化、スポーツ、防犯、防災、子育て、国際交流など、さまざまな分野で社会貢献的活動をしている市民活動団体を、市民が市民活動応援券を用いて応援する制度。

■協働事業提案制度に基づく協働事業実施件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民提案	2	1	3	1	0	3
行政提案	0	1	0	0	0	0
合計	2	2	3	1	0	3

(資料：まちづくり協働課)



5. 市民力・地域力の活性化

(2) 市民参画・交流活動の促進と協働の推進

施策の方向

①市民活動の活性化と協働の推進

- ◆新たな市民活動の芽生えや既存の市民活動の活性化に向けた支援を行うとともに、市民活動に関する意識啓発や情報発信等を行います。
- ◆協働の指針に基づく協働事業提案制度*¹などを用いて、多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進します。
- ◆市民の自主的な活動を支え協働を推進する拠点として、市民協働センターの支援機能の充実を図ります。

②市民交流・地域間交流の促進

- ◆市民や市民活動団体間の相互理解や連帯感を醸成するため、イベントや地域行事など様々な機会を通じて、ポストコロナ時代における市民交流を促進します。
- ◆地域への愛着を育み、地域内の活力を高められるよう、市民や市民活動団体等と協働し、共通性のある地域資源を有する自治体等との地域間交流を推進します。

③広報・広聴の充実

- ◆多様な主体のまちづくりへの参画を促進できるよう、各種媒体の特性を生かし、伝わる広報を推進します。
- ◆計画段階から実施までの積極的な市民参画を促進するとともに、幅広い世代の市民の声をまちづくりに生かせるよう、市民の意見を広く聴く機会の充実を図ります。

5

市民力・地域力の活性化

(2)

市民参画・交流活動の促進と協働の推進

*1 協働事業提案制度は、市民と行政の多様なアイデアを提案する窓口を設置し、事業化できるものは市民と行政が協働で事業化していくための制度。
*2 「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるための市民参加型の健康、福祉、環境、文化、スポーツ、防犯、防災、子育て、国際交流など、さまざまな分野で社会貢献的活動をしている市民活動団体を、市民が市民活動応援券を用いて応援する制度。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
市民活動応援制度*2の登録団体数	79団体 (令和3年度末現在)	80団体 (令和7年度末現在)
協働事業提案制度の事業実施件数（累計）	29件 (令和3年度末現在)	34件 (令和7年度末現在)
市ホームページのページビュー数	2,646,047件 (令和2年度)	2,780,000件 (令和7年度)



5 市民力・地域力の活性化

(2) 市民参画・交流活動の促進と協働の推進

5. 市民力・地域力の活性化

(3) 移住・定住の促進



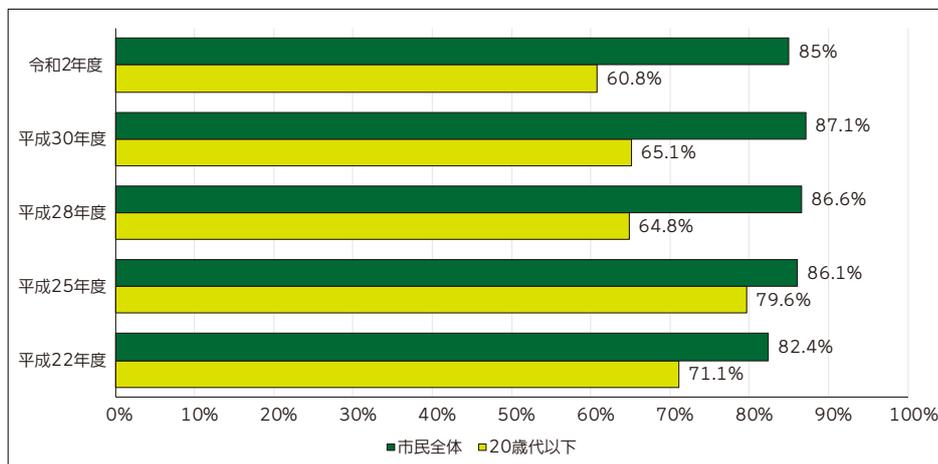
目指す姿

市内外の人が、まちの魅力に共感し、このまちを選び、暮らしています。

現状と課題

- 国は、地方への人の流れをつくり東京圏への一極集中を是正するため、地方移住の促進や、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大等を推進しています。本市においても、シティプロモーション*1戦略に基づく子育て世代をターゲットにした情報発信や、移住相談窓口の開設、首都圏における移住促進の取り組み等、本市への移住・定住を積極的に進めており、子育て世代の流入も相まって、近年人口は社会増で推移しています。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住やテレワークへの関心の高まりなど、人々の意識や行動に変化が生じており、こうした流れを踏まえ、本市への人の流れにつなげていく必要があります。
- 令和2年度（2020年度）に実施した市民アンケート調査では、「住み続けたい」とする定住意向が全世代でみると85.0%と高くなっています。一方、20歳代以下の定住意向は、平成28年度（2016年度）と比較すると微減傾向で、60.8%にとどまっています。このような中、本市の多彩な魅力について積極的に情報発信するシティプロモーションを展開し、本市を知ってもらうと同時にまちに対する愛着と誇りの醸成を図るなど、移住・定住と関係人口等の拡大を意識した共感性の高い情報発信を行っていく必要があります。
- 将来の地域の担い手となる若者や子育て世帯が本市に定住することは、人口減少に歯止めをかけるとともに地域活力の向上につながります。若い世代の定住には、本市の充実した子育て環境や住環境の良さ、地域資源を生かした暮らしの楽しさ等をアピールするとともに、若者が本市で働き、暮らし、楽しみながら豊かな人生を過ごせる環境づくりが求められます。
- 本市では、移住を促進するため、移住に関する総合的なワンストップ窓口を設置し、移住希望者への一元的な情報発信や相談対応等を行っています。全国的に地方移住志向が高まる中、本市への移住をより一層促進するためには、仕事や住まいなど、移住に必要な情報を的確に発信するとともに、移住者の受け入れ体制の充実や移住者間ネットワークの構築など、安心して本市に移住してもらえ環境づくりが必要です。

■ 亀山市に住み続けたいと思う若者の割合の推移（市民アンケート）



(資料：政策推進課)

5

市民力・地域力の活性化

(3)

移住・定住の促進

施策の方向

①戦略的なシティプロモーションの推進

- ◆本市の認知度の向上とまちへの愛着・誇りの醸成、定住人口・関係人口の創出を図るため、市民等と連携し、多彩な魅力に培われた本市の良質な都市イメージの情報発信に取り組みます。

②若者・子育て世帯の定住促進

- ◆就職期におけるUIターンを促進するとともに、若い世代が交流し、まちづくりに参画できる機会づくりを行うことで、若い世代の定着につなげます。
- ◆県等と連携し、結婚を望む人に対する相談や出会いの機会づくりを支援します。
- ◆子育て世帯が安心してこの地で暮らすことができるよう、子育て世帯の住宅取得に対する支援を行います。

③移住交流の促進

- ◆移住希望者の多様なニーズに応じたきめ細やかな相談対応を行うとともに、首都圏をはじめとする大都市圏や近隣市町への情報発信を強化します。
- ◆市外からの移住とその後の定着を図るため、空き家活用に対する支援を行うとともに、移住者や移住希望者、地域住民が交流できるネットワークを構築します。
- ◆テレワーク^{*1}を行う場を創出することで、都市部からの移住や仕事を通じた交流を促進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
シティプロモーション専用ページのページビュー数	99,895件 (令和2年度)	125,000件 (令和7年度)
支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数(累計)	—	40世帯 (令和7年度末現在)
移住相談等を通じた移住件数(累計)	41件 (令和2年度末現在)	190件 (令和7年度末現在)



*1 ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

5. 市民力・地域力の活性化

(4) 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進



目指す姿

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合いながら、共に暮らしています。

現状と課題

- 基本的人権は、日本国憲法においても侵すことのできないものであると保障されており、本市では、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、人権意識の啓発に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をはじめ、人権問題は社会の変化により移り変わるものでもあることから、互いの個性や多様性を尊重し、ともに暮らしていくことのできる社会の実現に向けて、小中学校での教育活動を通じた人権教育等を推進しています。今後も、差別を解消するための3つの法律^{*1}への理解を深めるとともに、人権問題を解消するための取り組みを継続して行う必要があります。
- 市民一人ひとりが、多様性を認め合い、個性や能力を生かして誰もが活躍できるダイバーシティ社会^{*2}の実現が求められていることから、今後も、性別や年齢、国籍、性的指向や性自認等の多様性についての社会の理解促進を図る必要があります。
- 性別に関わりなく誰もが活躍できる社会づくりが求められており、本市では「亀山市男女が生き生き輝く条例」や「男女共同参画基本計画」に基づき、市民活動団体との協働や男女共同参画週間に合わせた啓発活動等を通して市民一人ひとりの意識啓発に取り組むとともに、審議会等における女性登用を進めています。今後も男女共同参画の意識を高め、性別に関わりなく誰もが活躍できる社会の実現を図るとともに、女性に対するDV^{*3}等、あらゆる暴力の防止を図る必要があります。
- 社会経済情勢の変化によりグローバル化^{*4}が進む中、本市には多くの外国人住民が定住していることから、本市では、12言語に対応したタブレット端末や三者間電話等を活用した外国人生活相談窓口を設置し、相談体制の充実を図っています。また、市ホームページの外国語サイトや多言語版広報紙「かめやまニュース」等により、様々な情報提供を行うことで、外国人住民の暮らしにおける不安の解消に努めています。今後も、時代の変化に対応しながら外国人住民への情報発信や相談体制の充実を図るなど、多文化共生社会の実現に向けて相互理解を深めていく必要があります。

5

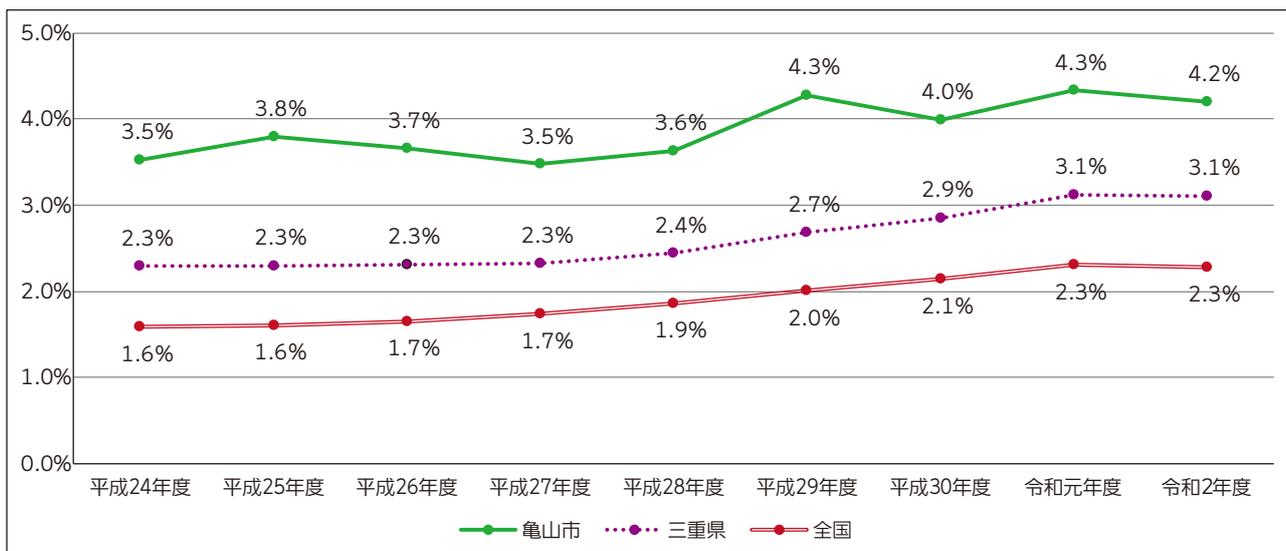
市民力・地域力の活性化

(4)

人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

*1 2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法（障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」、「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」の3つの法律。
 *2 多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容する社会のこと。
 *3 Domestic Violenceの略。夫婦や恋人、元夫婦や元恋人など、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。
 *4 国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。

■在留外国人が総人口に占める割合の推移



(資料：法務省 在留外国人統計、総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)



5 市民力・地域の活性化

(4) 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

5. 市民力・地域力の活性化

(4) 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

施策の方向

①人権を尊重し合えるまちづくりの推進

- ◆あらゆる人権問題に総合的に取り組むため、差別を解消するための3つの法律*¹への理解を深めるなど、市民一人ひとりの人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った施策推進を図ります。
- ◆人権意識を高めるため、地域や学校と連携し人権啓発に取り組むとともに、学校での教育活動や生涯学習の場を通じた人権教育を推進します。
- ◆多様化・複雑化する人権問題の解決に向けて、法務局等の関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

②男女共同参画の推進

- ◆性別に関わらず、誰もが生き生きと輝く社会の実現を図るため、男女共同参画の意識啓発や情報発信等に努めるとともに、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画を図ります。
- ◆男女が心身ともに健やかに安心して暮らせるよう、セクシャル・ハラスメント、DV*²被害等に関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を行います。
- ◆多様な性のあり方について理解を深めることができるよう、啓発等に取り組みます。

③多文化共生の推進

- ◆やさしい日本語の普及と多言語化による相談体制の充実を図るとともに、時代の変化に応じた情報発信を行い、外国人住民の暮らしの不安解消に努めます。
- ◆多文化共生に向けた相互理解を深めるため、市民活動団体と協働し、外国人住民等が日本語学習や日本の生活習慣、文化等を学ぶ機会を提供するとともに、国際交流団体の活動を支援します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
人権啓発イベント参加者数	106人 (令和3年度)	300人 (令和7年度)
審議会等における女性の登用率	33.5% (令和3年度末現在)	40.0% (令和7年度末現在)
日本語教室の年間延べ受講者数	63人 (令和3年度)	600人 (令和7年度)

*1 2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法（障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」、「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」の3つの法律。
*2 Domestic Violence の略。夫婦や恋人、元夫婦や元恋人など、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。